

緑の少年団等活動支援事業実施要領

(公社) 秋田県緑化推進委員会

第1 趣 旨

緑の少年団等の育成を図るため、児童生徒が参加して行う植樹、育樹、環境緑化、自然観察及び森林体験等の活動に助成する。

第2 助成対象者

- (1) 緑の少年団を結成している学校の代表者または結成する意向のある学校の代表者とする。
- (2) その他適当と認められる学校または団体の代表者

第3 助成要件

- (1) 児童生徒、保護者等が概ね30人以上参加して行う活動であること。
- (2) 2人以上の指導者（自然観察指導員、森の案内人等）の協力を得て行う活動であること。
- (3) その他適当と認められる場合とする。

第4 助成対象経費

少年団活動に直接要する次の経費とする。

需用費	資材費（苗木、支柱、肥料、土壌改良材、標識テープ、標柱、看板など） 消耗品費（用紙、封筒、鋸・鎌等の作業器具など） 燃料費（チェーンソー、刈払機の油脂燃料など） 印刷製本費（資料のコピーなど）
役務費	通信運搬費（切手・ハガキなど） 保険料（森づくり活動参加者の傷害保険料）
委託料	伐開、刈払い、地ごしらえ、大径木伐倒等の作業委託
使用料 及び 賃借料	バス・レンタカーの借上料、会議室使用料、 機械・器具の借上料
報償費	外部の講師、指導者、補助者への謝金

第5 助成額

1件当たり200,000円を上限とする。

第6 事業実施の手続き

(1) 事業計画の申請及び決定

ア 事業主体は、事業承認申請書を市町村緑化推進委員会若しくは市町村緑化推進委員会が設置されていない市町村にあつては当該市町村（以下「市町村緑推等」という。）を経由して、公益社団法人秋田県緑化推進委員会（以下「本会」という。）に提出する。（様式1, 2, 3）

イ 本会は、事業実施計画書を審査し、事業の承認と助成金額を決定する。

（様式4, 5）

(2) 完了報告

事業主体は、事業が完了したときは、事業完了報告書を市町村緑推等を経由して本会に提出する。（様式6, 7, 10）

この場合、市町村緑推等は、事業完了確認報告書を添付するものとする。

（様式8, 9）

(3) 助成金の支払い

本会は、事業完了報告書により事業の実施を確認したのちに、助成金を支払うものとする。

ただし、必要があると認めるときは、助成金決定額の5分の4を限度として概算払をすることができるものとする。この場合において、概算払を受けようとする代表者は、様式11により請求を行うものとする。

第7 申請書提出期限

別途通知するところによる。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改訂は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この改定は、平成31年1月1日から施行する。